

公認会計士協会理事

7月公認会計士協会の本部理事を任期満了で退任した。四国会副会長・徳島県部会長も同時である。この3年間、かなり大変だった。毎月市ヶ谷の本部に通い、四国会の代表として意見を述べた。一番の思い出は、仲間と共に「公認会計士法の改正案」に反対し、廃案を勝ち取ったことである。「四国会は激しい」と言われたが、大半の会員の本音を代弁したつもりである。十分とは言えないが、自分なりに頑張ったので思い残しは無い。



(竹内)



記念講演会・懇親会へのご案内

— 法人設立 10 周年記念 —



1. 日時・場所

平成25年9月6日(金) 16:00 ~ 20:00
阿波観光ホテル 講演会 4階 ダイヤモンドパレス
懇親会 5階 クリスタルパレス



2. 記念講演会 (16 : 00 ~ 17 : 45)

『どうなる今後の日本 ~時代の風 政治経済の変化を読む~』
読売テレビ報道局解説副委員長 春川 正明 氏



関西大学社会学部卒業。1985年読売テレビ入社、報道局撮影編集部で編集マンとしてニュースやドキュメンタリー番組を編集。「ベルリンの壁崩壊」をきっかけに報道部に異動し記者になる。神戸支局長、司法キャップ、大阪府警キャップ、NNNロサンゼルス支局長を歴任する。01年帰国後は報道局「ウェークアップ！」チーフプロデューサー、報道局報道部長を経て07年から解説委員。「09年参院選特番」で解説。現在は全国ネット「情報ライブ ミヤネ屋」、関西ローカル「かんさい情報ネットten！」にニュース解説としてレギュラー出演中。

3. 懇親会 (18 : 00 ~ 20 : 00)

アトラクション

♪ KOMA Ensemble (コマ・アンサンブル) による演奏 ♪



正式な案内状を別途郵送させていただきます。
8月16日(金)までにお返事くださいますようお願い申し上げます。
役職員一同、皆様のご参加を心よりお待ち申し上げます。

夏季休業のお知らせ

当事務所では、8月10日(土)から15日(木)まで夏期休業とさせていただきます。
何かとご不便をおかけする事と存じますが、何卒ご理解ご協力賜ります様お願い申し上げます。

太陽光発電設備の即時償却等（グリーン投資減税）と補助金

平成25年度税制改正において、太陽光発電設備の即時償却をはじめとするグリーン投資減税は、補助金等の交付を受けて取得等したものを全て除外する措置が講じられています。この補助金等については金額の多寡に関係なく、一部でも補助金等の交付を受けて取得等した対象設備について適用対象外となるようです。

これにより、国庫補助金等による圧縮記帳とグリーン投資減税による特別償却等の併用ができなくなり、補助金を受けたら圧縮記帳、補助金を受けなかったらグリーン投資減税による特別償却等、といずれかを適用することになりました。

（平成25年4月1日以降事業の用に供するものより）

（大寺）

必要経費とは？

個人事業の所得税は、1年間（1月～12月）の総売上から必要経費を差引いた額（事業所得）に対して、税率を掛けて計算されます。

$$\text{年間総売上} - \text{必要経費} = \text{利益(事業所得)}$$

節税の第一歩は、必要経費をモレなく計上することです。

(1) 必要経費とは？

必要経費とは、売上げを上げるために必要な費用で、次の金額です。

- ① 総収入金額に対応する売上原価その他その総収入金額を得るために直接要した費用の額
- ② その年に生じた販売費、一般管理費その他業務上の費用の額

①には、商品の仕入代金などが該当します。

②は、例えば販売員給料等の人件費や家賃、光熱費、通信費等の事務所経費です。また、文房具、コピー用紙、パソコン用品等の消耗品費や、事業用車両の経費や銀行や税理士に支払う手数料なども該当します。

(2) 必要経費の注意事項

① 家事関連費

家事関連費とは、地代家賃、水道光熱費や接待交際費のような、個人で使う部分と、仕事で使う部分とを分けるのが難しい経費です。

この家事関連費のうち必要経費になるのは、次の金額です。

- イ 主たる部分が業務の遂行上必要であり、かつ、業務に必要な部分を明らかに区分することができる場合のその区分できる金額
- ロ 青色申告者で、取引の記録などに基づいて、業務の遂行上直接必要であったことが明らかに区分することができる場合のその区分できる金額

例えば、家賃は、仕事部屋の占有面積によって割合を算出します。家賃の他、住宅ローンを支払っている自宅を事務所にした場合は、その利息のみが経費の対象となり、事業割合分が経費となります。火災保険も同様に、事業割合分が経費となります。

② 必要経費とならないもの

- イ 生計を一にする配偶者その他の親族に支払う地代家賃などは必要経費になりません。逆に、受取った人も所得としては考えません。
- ロ 生計を一にする配偶者その他の親族に支払う給与貸金（青色事業専従者給与は除きます。）は必要経費になりません。（注）青色申告者でない人についての事業専従者控除の金額が、必要経費とみなされます。
- ハ 事業税は全額必要経費になりますが、固定資産税は業務用の部分に限って必要経費になります。所得税や住民税は必要経費になりません。
- ニ 罰金、科料及び過料などは必要経費になりません。

（大寺）

8月の税務

- | | |
|---|---|
| 1 個人事業税の納付（第1期分）
納期限…8月中において各都道府県の条例で定める日 | 7 12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）
申告期限…9月2日 |
| 2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）
納期限…8月中において市町村の条例で定める日 | 8 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限…9月2日 |
| 3 7月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…8月12日 | 9 消費税の年税額が4800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（4月決算法人は2ヵ月分）<消費税・地方消費税>
申告期限…9月2日 |
| 4 6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>
申告期限…9月2日 | 10 個人事業者の25年分の消費税・地方消費税の中間申告
申告期限…9月2日 |
| 5 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…9月2日 | |
| 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…9月2日 | |

**高齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の
支給限度額等、雇用保険の基本手当日額が変更になります。**
～平成25年8月1日から～

高齢雇用継続給付

(平成25年8月以降の支給対象期間から変更)

- ・支給限度額 343,396円 → **341,542円**
- ・最低限度額 1,856円 → **1,848円**
- ・60歳到達時等の賃金月額
 上限額 450,600円 → **448,200円**
 下限額 69,600円 → **69,300円**

育児休業給付

(初日が平成25年8月1日以降である支給対象期間から変更)

- 支給限度額 上限額 214,650円 → **213,450円**

介護休業給付

(初日が平成25年8月1日以降である支給対象期間から変更)

- 支給限度額 上限額 171,720円 → **170,760円**

失業給付

◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額◆

離職時の年齢	賃金日額の上限額(円)		基本手当日額の上限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後
29歳以下	12,880	12,810	6,440	6,405
30～44歳	14,310	14,230	7,155	7,115
45～59歳	15,740	15,660	7,870	7,830
60～64歳	15,020	14,940	6,759	6,723

◆賃金日額・基本手当日額の下限額◆

年齢	賃金日額の下限額(円)		基本手当日額の下限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後
全年齢	2,320	2,310	1,856	1,848

(吉田)

8月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満：請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 31日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出
 (年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者
 (誕生月を迎える者) 現況届
 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者) 現況届

建設係 ～ 変更等の届出 ～

許可を受けた後、登記事項や許可要件に変更が生じた場合には、建設業許可においても必要書類を添付のうえ変更届出書を期間内に提出する必要があります。

届出が必要な変更事項は右の通りです。

1～10は変更後30日以内、11～14は2週間以内、15・16は営業年度終了後4ヶ月以内となっております。

変更になった時は忘れないよう速やかに提出してください。

1. 商号又は名称	9. 氏名(改姓・改名)
2. 所在地	10. 支配人(新任・退任)
3. 営業所の新設	11. 施行令第3条に規定する使用人
4. 営業所の廃止	12. 経營業務管理責任者
5. 営業所の業種追加	13. 専任技術者
6. 営業所の業種廃止	14. 欠格要件等
7. 資本金額	15. 国家資格者等・監理技術者
8. 役員(新任・辞任)	16. 決算報告

(岸上)

会計制度 ～ 計算書類の注記表について⑤ ～

前回お伝えしたように会社計算規則では、原則として個別注記表を作成するよう要求されています。今回は、個別注記表に記載すべき重要な注記事項である「株主資本等変動計算書に関する注記」についてご説明します。

「株主資本等変動計算書に関する注記」は、会社計算規則第136条において、次のように定められています(中小法人にも記載義務があります)。

I	当該事業年度の末日における発行済株式の数
II	当該事業年度の末日における自己株式の数
III	当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
IV	当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当
V	当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権

※種類株式等の定めは省略しています。

株主資本は、貸借対照表の資本の部の合計であり、「自己資本」、「純資産」とも言われます。株主資本等とは読んで字のごとく、「株主のもの」の内訳です。

上記の注記は発行株式数、種類、及び配当という株主にとって非常に重要な情報である、とご理解ください。

(渡邊)

資産税係 ～ 遺言書の不備 ～

先日拝見した遺言書の話です。

アパートを複数棟所有されていた方が、公正証書遺言を残してお亡くなりになりました。ところが、この遺言書に債務についての記載がないのです。相続人たちは、当然、建物を引き継いだ者がその建物の建築分の借入金を引き継ぐものだと思っていました。

ところが実際には、遺言書に借入債務を誰が負担するのか明示していないと、相続人らは法定相続分に応じた割合で借入債務を負担することになります。その結果、相続税の債務控除は相続人全員について控除されるため、財産を何も相続しない相続人がいる場合などには、全体の相続税額が増えることになります。

結局、相続人全員で、あらためて遺産分割協議を行い、債務についての負担を決めることとなりました。

遺言書を作成する場合には、債務(特に不動産購入のための借入金)についても、記載しておくのをお忘れなく!

(坂田)

医療係 ～ 昼食の支給や残業時の食事提供 ～

医師や従業員に対して昼食の支給や残業時に食事を提供した場合の税務上の取扱い

1. 昼食の支給

・原則として昼食の提供を受けた職員に対する経済的利益の供与(現物給与)となります。しかし、次の要件をどちらも満たした場合には、食事の経済的利益に給与課税されず、福利厚生費等となります。

- ① 職員がその食事の価額の50%以上を負担
- ② 病院の負担額が月額3,500円(税抜)以下

・食事の価額については、次の金額により算出されます。

- ① 病院が調理して支給する食事
…材料等に要する直接費の額
- ② 病院が購入して支給する食事…購入価額

※要件を満たさない場合は、食事の価額から職員負担分を差引いた金額が給与として課税されます。

2. 残業や宿直時の食事の提供

通常の勤務時間外に勤務した職員に対して支給する弁当等の食事は、実費弁償的な費用であることから給与課税しなくともよいとされています。

3. 現金支給

深夜勤務者等に夜食の支給ができないために1食当たり300円(税抜)以下の金額を支給する場合を除き、全額給与として課税されます。

(所法36、所基通36-24、36-38、36-38の2、昭59・7直法6-5、平元直法6-1外)

(田中)

リスマネ委員会 ～ 地震保険 ～

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災や損壊、埋没、流失による損害を補償します。地震や噴火またはこれらによる津波を原因とする火災損害(地震等により延焼、拡大した損害を含む)は火災保険では補償されないこととなります。

地震保険がお支払されない主な例

- ・地震等の際における紛失または盗難
- ・地震などが発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた事故等 など

対象は居住用の建物またはその建物に収容されている家財が対象となります。よって、専用店舗・事務所などの建物は対象になりません。また、営業用什器・備品や商品も対象とはなりません。ただし、店舗総合保険では、店舗兼住宅の場合地震保険を付帯することもできます。

(後藤)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホムレックス : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181